

那覇市市有地売却価格鑑定業務委託に係る
事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2に基づき、事後審査型制限付一般競争入札を実施することについて、施行令第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 件 名

那覇市市有地売却価格鑑定業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札①
(以下①)

那覇市市有地売却価格鑑定業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札②
(以下②)

※2者鑑定の為、①、②とも同一地番、同一内容の鑑定業務委託となります。

①で落札候補者となった業者は、②の入札に参加できません。

(2) 業務内容 「仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

2 入札参加資格要件

公告日から開札日までの間、次に掲げる事項のすべてを満たすもの。

- (1) 本市法制契約課の令和7年度入札参加資格者名簿に登録があり、予定された入札日及び委託期間が登録の有効期間の範囲内であること。また、1名以上の不動産鑑定士を有していること。

※市ホームページの「令和7年度・8年度 建設工事等入札参加資格者名簿（委託業者）」でご確認ください。

- (2) 那覇市内に本店、支店又は営業所の所在があること。
(3) 本件業務を推進するために十分な体制を確保できること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
(5) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
(6) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
(7) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこ

と。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)

(9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。

(8)に該当するものを除く。)

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札説明会について 入札説明会はいきませんので、本公告、入札心得及び仕様書を熟読してください。

5 契約に関する事務を担当する課

那覇市総務部管財課 財産管理・企画G

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階

電話：098-862-9904 FAX：098-862-9352

Email：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

6 本件に関する質問及び回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問のある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期間 公告日から令和7年6月6日(金)

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)

(2) 提出方法 管財課へ FAX 又は電子メールにより提出すること(質問がない場合は提出不要)。提出する際は、件名を「入札の質問(那覇市市有地売却価格鑑定業務委託)」とし、提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。

(3) 回答方法 令和7年6月16日(月)までに那覇市ホームページへ掲載する。質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札開札日

(i) 那覇市市有地売却価格鑑定業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札①
令和7年6月24日(火)午後4時(時間厳守)

(ii) 那覇市市有地売却価格鑑定業務委託に係る事後審査型制限付一般競争入札②
令和7年6月24日(火)午後4時20分(時間厳守)

(2) 入札場所 那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎1-1-1)6階602会議室

8 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札方法 入札書(市指定様式)による紙入札

※入札金額は消費税及び地方消費税額を含めない金額を記入すること。

(2) 入札時提出書類 ア 入札書 ※市指定様式

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状 ※市指定様式

ウ 印鑑証明書(入札日から3カ月以内) 複写可

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 落札者の決定 ア 入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は、予定価格の範囲内でかつ最低の価格をもって有効に入札した者とする。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件をすべて満たすことが確認できた場合、その者を落札者とする。 ※詳細は別紙「一般競争入札心得」を参照

イ 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 誓約書

(3) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書・写し可)

(4) 不動産鑑定士であることを証明する書類等の写し

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

(4) 入札書に記名押印(代理人の場合は代理人の印)を欠く入札

(5) 入札書の表示金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

(7) 入札金額に、アラビア数字以外を記載した入札

- (8) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (9) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (10) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札開始時刻までに入札会場に入室していない者がした入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号(本庁舎5階)
那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画グループ(担当:白坂)
TEL:098-862-9904 FAX:098-862-9352
e-mail S-KANZAI001@city.naha.lg.jp